

## ちばGAP制度評価・認証実施要領(団体)

### (目的)

第1条 この要領は、「ちばGAP制度実施要綱」(以下、「要綱」という。)第2条、第6条及び第7条に規定する団体での評価・認証の実施にあたり、「ちばGAP制度評価・認証実施要領」(以下、「本要領」という。)に定めるものの他、団体の取組に関して必要な事項を定めるものとする。

### (事前準備)

第2条 団体で農場評価及び団体の管理体制の評価(以下、「団体評価」という。)を受ける者は、申請前に次項の点検及び指導を行う。

#### 2 事前点検の実施と改善指導

構成員による自己点検や団体の検査員による他者点検をチェックシート(別添1)に基づき実施する。その結果を踏まえ、団体の検査員は構成員ごとに改善指導を行う。

### (団体評価の申請)

第3条 本要領第2条または第8条に規定する団体評価に必要な書類の添付とは、次の各号に掲げるものとする。

一 添付資料1:構成員名簿(氏名、フリガナ、対象作物の作付面積が記載されていること)

二 添付資料2:規約類(団体規約、内部点検マニュアル等)

団体規約には、集団名及び代表者、事務局の所在地、集団の目的、集団への参加の要件、組織体制図(事務局、監査員、検査員は必ず設置)の記載があること

三 添付資料3:団体統一の管理方法(栽培暦や防除指針等)

四 添付資料4:構成員名簿記載者全員分の自己または他者による点検結果を記入した「農産物個別基準セルフチェックシート」及び「団体の管理体制に関する項目セルフチェックシート」(別添1)

五 添付資料5:構成員名簿記載者全員分の農場概要資料

### (団体の管理体制の評価)

第4条 本要領第4条または第10条の規定による農場評価の他に、団体の管理体制について評価を行う。

2 団体の管理体制の評価は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京オリパラ」という。)の農産物調達基準への対応を目的とする団体にあつては安全農業推進課の評価員、東京オリパラの農産物調達基準への対応を目的としない団体にあつては原則として事務局所在地の存する市町村を管轄する農業事務所の評価員が、団体事務局に対して実施する。

3 安全農業推進課又は農業事務所は、団体の管理体制の評価の結果、評価基準に適合していない取組事項があると判断した場合は、事務局に対して改善提案書(第2号様式)を交付する。

### (農場評価)

第5条 本要領第4条または第10条の規定による団体を対象とした構成員の農場評価の対象数は、構成員数の平方根以上(小数点切り上げ)とする。

2 東京オリパラの農産物調達基準への対応を目的とする団体にあつては安全農業推進課、東京オリパラの農産物調達基準への対応を目的としない団体にあつては農業事務所が、農場評価の対象を構成員名簿から原則無作為に選定し、その結果を事務局に連絡するとともに、速やかに日程調整を行い、農場評価日を決定する。

- 3 農場評価は、東京オリ・パラの農産物調達基準への対応を目的とする団体にあつては安全農業推進課の評価員、東京オリ・パラの農産物調達基準への対応を目的としない団体にあつては原則として申請書を受領した農業事務所の評価員が行うものとする。
- 4 農場評価の結果、安全農業推進課又は農業事務所が、評価基準に適合していない取組事項があると判断した場合は、事務局に対して改善提案書(第2号様式)を交付する。

(構成員追加の変更)

- 第6条 ちばGAP実践者は、構成員を追加する場合は、ちばGAP制度団体評価・認証変更申請書(第10-1-2号様式、又は第10-2-2号様式)を本要領第2条又は第8条で申請した農業事務所に申請するものとする。
- 2 東京オリ・パラの農産物調達基準への対応を目的とする団体にあつては安全農業推進課、東京オリ・パラの農産物調達基準への対応を目的としない団体にあつては原則として申請書を受領した農業事務所は、追加する構成員数の平方根以上(小数点切り上げ)を対象に、農場評価を実施する。
  - 3 安全農業推進課又は農業事務所は、農場評価の対象を構成員名簿の追加者から無作為に選定し、その結果を事務局に連絡するとともに、速やかに日程調整を行い、農場評価日を決定する。
  - 4 農場評価の結果、農業事務所がちばGAP基準に全て適合していると判断した場合は、速やかに安全農業推進課に報告(第6号様式)する。
  - 5 農場評価の結果、安全農業推進課又は農業事務所がちばGAP基準に適合していない取組事項があると判断した場合は、事務局に改善提案書(第2号様式)を交付する。

附則

- この要領は、平成30年2月1日から施行する。  
この要領は、平成31年2月20日から施行する。